

茨城工業高等専門学校における国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用に関する規則

〔 令和 7 年 3 月 1 1 日
制 定 〕

第 1 条 国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービス（以下「資料送信サービス」という。）の利用については、この規則の定めるところによる。

第 2 条 資料送信サービスを利用して資料を閲覧できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員
- (2) 本校の学生（研究生、聴講生及び科目等履修生を含む。）

第 3 条 閲覧した資料の複写を希望する者は、本校図書館職員に申し出る。ただし、複写を希望できるのは前条第 1 号の者とする。

第 4 条 資料送信サービスによる資料を複写できるのは、本校図書館職員のみとする。

第 5 条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 1 日から施行する。